

教第 55 号議案

神戸市公民館条例の一部を改正する条例に関する意見決定について

神戸市公民館条例の一部を改正する条例を制定するに当たり，教育長に委任する事務等に関する規則（昭和 31 年 11 月教育委員会規則第 8 号）第 2 条第 5 号の規定に基づき提示すべき意見を別紙のように決定する。

令和 3 年 12 月 13 日提出

神戸市教育委員会事務局

事務局長 長谷川 達也

神戸市公民館条例の一部を改正する条例に関する意見
神戸市公民館条例の一部を改正する条例の制定については異議ありません。

令和3年 月 日

神戸市教育委員会
教育長 長 田 淳

文 ス 第 2 1 6 0 号
令 和 3 年 1 2 月 9 日

神戸市教育委員会
教育長 長田 淳 様

神戸市長 久元



神戸市公民館条例の一部を改正する条例に関する意見聴取の件

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 29 条の規定に基づき，神戸市公民館条例に関する条例（昭和 26 年 5 月条例第 42 号）の一部を改正する条例を制定するに当たり，神戸市教育委員会の意見を聴取します。

（担当：文化スポーツ局スポーツ企画課）

第 55 号議案 神戸市公民館条例の一部を改正する条例の件

1. 条例改正概要

(1) 時間枠の変更

現行) 9時～12時、13時～15時、15時～17時、18時～21時

改正後) 9時～12時、12時～14時、14時～16時、16時～18時、18時～21時

(2) その他

- ・住之江公民館 第4会議室 A・B の個別利用を廃止
- ・長田公民館 第7会議室を廃止
- ・長田公民館 「第2和室又は第3和室」を第2和室へ変更
- ・玉津南公民館 調理室を追加

2. 施行期日

令和4年8月1日

第 号議案

神戸市公民館条例の一部を改正する条例の件

神戸市公民館条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 4 年 2 月 17 日 提出

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市公民館条例の一部を改正する条例

神戸市公民館条例（昭和26年 5 月 条例第42号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第 1 号及び第 2 号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第 1 号及び第 3 号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後		改正前	
(施設) 第 4 条 次の表の左欄に掲げる公民館に、それぞれ同表の右欄に掲げる施設を置く。		(施設) 第 4 条 次の表の左欄に掲げる公民館に、それぞれ同表の右欄に掲げる施設を置く。	
略	略	略	略
神戸市立 玉津南公 民館	会議室、和室、 <u>調理室</u> 、 体育室及びロビーその他 の便益施設	神戸市立 玉津南公 民館	会議室、和室、体育室及 びロビーその他の便益施 設

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第 1 号及び第 2 号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第 1 号及び第 3 号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後

別表（第8条関係）

(1) 施設の使用料

ア 神戸市立住之江公民館

施設の名称		使用料				
		午前（午前9時から正午まで）	午後			夜間（午後6時から午後9時まで）
			（午後0時から午後2時まで）	（午後2時から午後4時まで）	（午後4時から午後6時まで）	
会議室	第1会議室、第2会議室又は第3会議室	800円	500円	500円	500円	800円
	第4会議室	2,400円	1,600円	1,600円	1,600円	2,400円
調理室		1,400円	900円	900円	900円	1,400円
体育室		900円	600円	600円	600円	900円

イ 神戸市立葺合公民館

施設の名称		使用料				
		午前（午前9時から正午まで）	午後			夜間（午後6時から午後9時まで）
			（午後0時から午後2時まで）	（午後2時から午後4時まで）	（午後4時から午後6時まで）	
会議室	第1会議室	[略]	1,000円	1,000円	1,000円	[略]
	第2会議室	[略]	500円	500円	500円	[略]

改正前

別表（第8条関係）

(1) 施設の使用料

ア 神戸市立住之江公民館

施設の名称		使用料			
		午前（午前9時から正午まで）	午後		夜間（午後6時から午後9時まで）
			（午後1時から午後3時まで）	（午後3時から午後5時まで）	
会議室	第1会議室、第2会議室又は第3会議室	800円	500円	500円	800円
	第4会議室A	1,000円	700円	700円	1,000円
	第4会議室B	1,400円	900円	900円	1,400円
	第4会議室A及び第4会議室B	2,400円	1,600円	1,600円	2,400円
調理室		1,400円	900円	900円	1,400円
体育室		900円	600円	600円	900円

イ 神戸市立葺合公民館

施設の名称		使用料			
		午前（午前9時から正午まで）	午後		夜間（午後6時から午後9時まで）
			（午後1時から午後3時まで）	（午後3時から午後5時まで）	
会議室	第1会議室	[略]	1,000円	1,000円	[略]
	第2会議室	[略]	500円	500円	[略]
	第3会議室	[略]	1,500円	1,500円	[略]

室	第3会議室	[略]	1,500円	1,500円	1,500円	[略]
和室		[略]	500円	500円	500円	[略]
体育室		[略]	1,400円	1,400円	1,400円	[略]

ウ 神戸市立清風公民館

施設の名称		午前（午前9時から正午まで）	使用料			夜間（午後6時から午後9時まで）
			午後			
			（午後0時から午後2時まで）	（午後2時から午後4時まで）	（午後4時から午後6時まで）	
会議室	第1会議室、第4会議室又は第5会議室	[略]	1,000円	1,000円	1,000円	[略]
	第2会議室、第3会議室、第6会議室又は第7会議室	[略]	500円	500円	500円	[略]
和室		[略]	1,000円	1,000円	1,000円	[略]
調理室		[略]	900円	900円	900円	[略]
体育室		[略]	1,000円	1,000円	1,000円	[略]

エ 神戸市立長田公民館

施設の名称		午前（午前9時から正午まで）	使用料			夜間（午後6時から午後9時まで）
			午後			
			（午後0時から午後2時まで）	（午後2時から午後4時まで）	（午後4時から午後6時まで）	

和室	[略]	500円	500円	[略]
体育室	[略]	1,400円	1,400円	[略]

ウ 神戸市立清風公民館

施設の名称		午前（午前9時から正午まで）	使用料		夜間（午後6時から午後9時まで）
			午後		
			（午後1時から午後3時まで）	（午後3時から午後5時まで）	
会議室	第1会議室、第4会議室又は第5会議室	[略]	1,000円	1,000円	[略]
	第2会議室、第3会議室、第6会議室又は第7会議室	[略]	500円	500円	[略]
和室		[略]	1,000円	1,000円	[略]
調理室		[略]	900円	900円	[略]
体育室		[略]	1,000円	1,000円	[略]

エ 神戸市立長田公民館

施設の名称		午前（午前9時から正午まで）	使用料		夜間（午後6時から午後9時まで）
			午後		
			（午後1時から午後3時まで）	（午後3時から午後5時まで）	

			後 2 時ま で)	後 4 時ま で)	後 6 時ま まで)	
会 議 室	第 1 会 議 室、第 2 会 議 室、第 4 会 議 室又は 第 5 会 議 室	[略]	500円	500円	500円	[略]
	第 3 会 議 室 A	[略]	1,500円	1,500円	1,500円	[略]
	第 3 会 議 室 B又は第 6 会 議 室	[略]	1,000円	1,000円	1,000円	[略]
和 室	第 1 和 室	[略]	1,000円	1,000円	1,000円	[略]
	第 2 和 室	[略]	500円	500円	500円	[略]
体育室		[略]	2,200円	2,200円	2,200円	[略]

オ 神戸市立南須磨公民館

		使用料				
施設の名 称		午前（午前 9時から 正午まで）	午後			夜間（午後 6時から 午後9時 まで）
			（午後0 時から午 後2時ま で）	（午後2 時から午 後4時ま で）	（午後4 時から午 後6時ま で）	
会 議 室	第 1 会 議 室	[略]	1,000円	1,000円	1,000円	[略]
	第 2 会 議 室	[略]	500円	500円	500円	[略]
和室		[略]	500円	500円	500円	[略]
体育室		[略]	1,000円	1,000円	1,000円	[略]

			時まで)	時まで)	
議 室	第 1 会 議 室、第 2 会 議 室、第 4 会 議 室又は第 5 会 議 室	[略]	500円	500円	[略]
	第 3 会 議 室A	[略]	1,500円	1,500円	[略]
	第 3 会 議 室B、第 6 会 議 室又は第 7 会 議 室	[略]	1,000円	1,000円	[略]
和 室	第 1 和 室	[略]	1,000円	1,000円	[略]
	第 2 和 室又は第 3 和 室	[略]	500円	500円	[略]
体育室		[略]	2,200円	2,200円	[略]

オ 神戸市立南須磨公民館

		使用料			
施設の名 称		午前（午前 9 時から正午 まで）	午後		夜間（午後 6 時から午後 9時まで）
			（午後 1 時 から午後 3 時まで）	（午後 3 時 から午後 5 時まで）	
会 議 室	第 1 会 議 室	[略]	1,000円	1,000円	[略]
	第 2 会 議 室	[略]	500円	500円	[略]
和室		[略]	500円	500円	[略]
体育室		[略]	1,000円	1,000円	[略]

カ 神戸市立東垂水公民館

施設の名称		使用料				
		午前（午前9時から正午まで）	午後			夜間（午後6時から午後9時まで）
			（午後0時から午後2時まで）	（午後2時から午後4時まで）	（午後4時から午後6時まで）	
会議室	第1会議室	[略]	1,000円	1,000円	1,000円	[略]
	第2会議室 又は第4会議室	[略]	500円	500円	500円	[略]
	第3会議室	[略]	1,500円	1,500円	1,500円	[略]
	和室	[略]	1,000円	1,000円	1,000円	[略]
調理室		[略]	900円	900円	900円	[略]
体育室		[略]	1,000円	1,000円	1,000円	[略]

キ 神戸市立玉津南公民館

施設の名称		使用料				
		午前（午前9時から正午まで）	午後			夜間（午後6時から午後9時まで）
			（午後0時から午後2時まで）	（午後2時から午後4時まで）	（午後4時から午後6時まで）	
会議室	第1会議室、第2会議室、第3会議室、第4会議室又	800円	500円	500円	500円	800円

カ 神戸市立東垂水公民館

施設の名称		使用料			
		午前（午前9時から正午まで）	午後		夜間（午後6時から午後9時まで）
			（午後1時から午後3時まで）	（午後3時から午後5時まで）	
会議室	第1会議室	[略]	1,000円	1,000円	[略]
	第2会議室又は第4会議室	[略]	500円	500円	[略]
	第3会議室	[略]	1,500円	1,500円	[略]
和室		[略]	1,000円	1,000円	[略]
調理室		[略]	900円	900円	[略]
体育室		[略]	1,000円	1,000円	[略]

キ 神戸市立玉津南公民館

施設の名称		使用料			
		午前（午前9時から正午まで）	午後		夜間（午後6時から午後9時まで）
			（午後1時から午後3時まで）	（午後3時から午後5時まで）	
会議室	第1会議室、第2会議室、第3会議室又は第6会議室	800円	500円	500円	800円
	第5会議室又は	1,500円	1,000円	1,000円	1,500円

は第6会議室					
第5会議室 又は第8会議室	1,500円	1,000円	1,000円	1,000円	1,500円
第7会議室	3,000円	2,000円	2,000円	2,000円	3,000円
和室	800円	500円	500円	500円	800円
調理室	1,400円	900円	900円	900円	1,400円
体育室	1,800円	1,200円	1,200円	1,200円	1,800円

(2) [略]

第8会議室				
第7会議室	3,000円	2,000円	2,000円	3,000円
和室	800円	500円	500円	800円
体育室	1,800円	1,200円	1,200円	1,800円

(2) [略]

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年8月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前の神戸市立公民館の使用に係る使用料の徴収については、なお従前の例による。

理 由

神戸市立公民館の施設等を変更するに当たり、条例を改正する必要があるため。